

大阪後見支援センターの活動に見る高齢者虐待



大阪後見支援センター 部長 川 並 利 治

大阪後見支援センターは大阪府社会福祉協議会において1997(平9)年10月に設立されました。知的障害者、認知症高齢者、精神障害者等の判断能力が不十分な方々を対象とし、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業、権利擁護にかかわる相談事業及びそれらにかかわる啓発並びに情報提供を行っています。

高齢者虐待は、地域福祉権利擁護事業で発見されるものと、相談事業に寄せられるものとがあり、大阪後見支援センターにおいて寄せられる相談は経済的虐待が多いのが特徴です(表1参照)。

認知症高齢者等で、何らかの権利侵害が既に行われているか、権利侵害があるかも知れないと予測されるため、2003(平15)年度に新たに地域福祉権利擁護事業の契約締結によって福祉サービス利用援助を開始した者は

148件です。このうち虐待と考えられたのは34件でした。さらに、経済的虐待57件の内訳は表2のとおりです。

虐待は、地域福祉権利擁護事業契約前の生活状況・財産状況の調査や、既に関わっているケアマネジャーや介護者等によって発見されたり、事業利用後の見守りの中で発見されます(表3参照)。地域福祉権利擁護事業では、高齢者の自立生活を保障するために、本人の意思にそって、年金などを管理することで侵害を防ぎ、計画的に本人の生活に充てられるよう支援します。

表3

2003(平15)年度 認知症高齢者の虐待相談の経路

	地域福祉 権利擁護事業	相談事業	計
ケアマネジャー	16	3	19
市 福祉事務所	3	5	8
市 高齢課・介護課	5	0	5
民生委員	4	0	4
在宅介護支援センター	2	2	4
親族・家族	2	12	14
福祉施設	0	3	3
社会福祉協議会	0	2	2
ホームヘルパー	0	1	1
医療機関等	1	1	2
知人等	1	1	2
計	34	30	64

資料 大阪後見支援センター

表1

2003(平15)年度 認知症高齢者の虐待種別(重複)

	経済的 虐待	身体的 虐待	介護 放棄	心理的 虐待	計 (実数)
地域福祉 権利擁護事業	33	2	2	0	37(34)
相談事業	24	3	2	3	32(30)
計	57	5	4	3	69(64)

資料 大阪後見支援センター

表2 経済的虐待57件の内訳(重複)

1	年金や生活保護費などを、本人の知らぬ間に勝手に使い込んでいる	18件
2	年金通帳を返してもらえない	9件
3	高齢者本人の名義での借金や虐待者が借金してその返済を強要する	9件
4	虐待者がカードローン、訪問販売、自宅売却など勝手に契約した	8件
5	孫の小遣い、介護費、生活費と称して過大に要求している	7件
6	現金で持っていかれたまま返済されない	7件
7	高額預貯金の使い込みで返済されない	3件
8	浪費(買い物や遊興費)、飲酒などに使っている件	2件

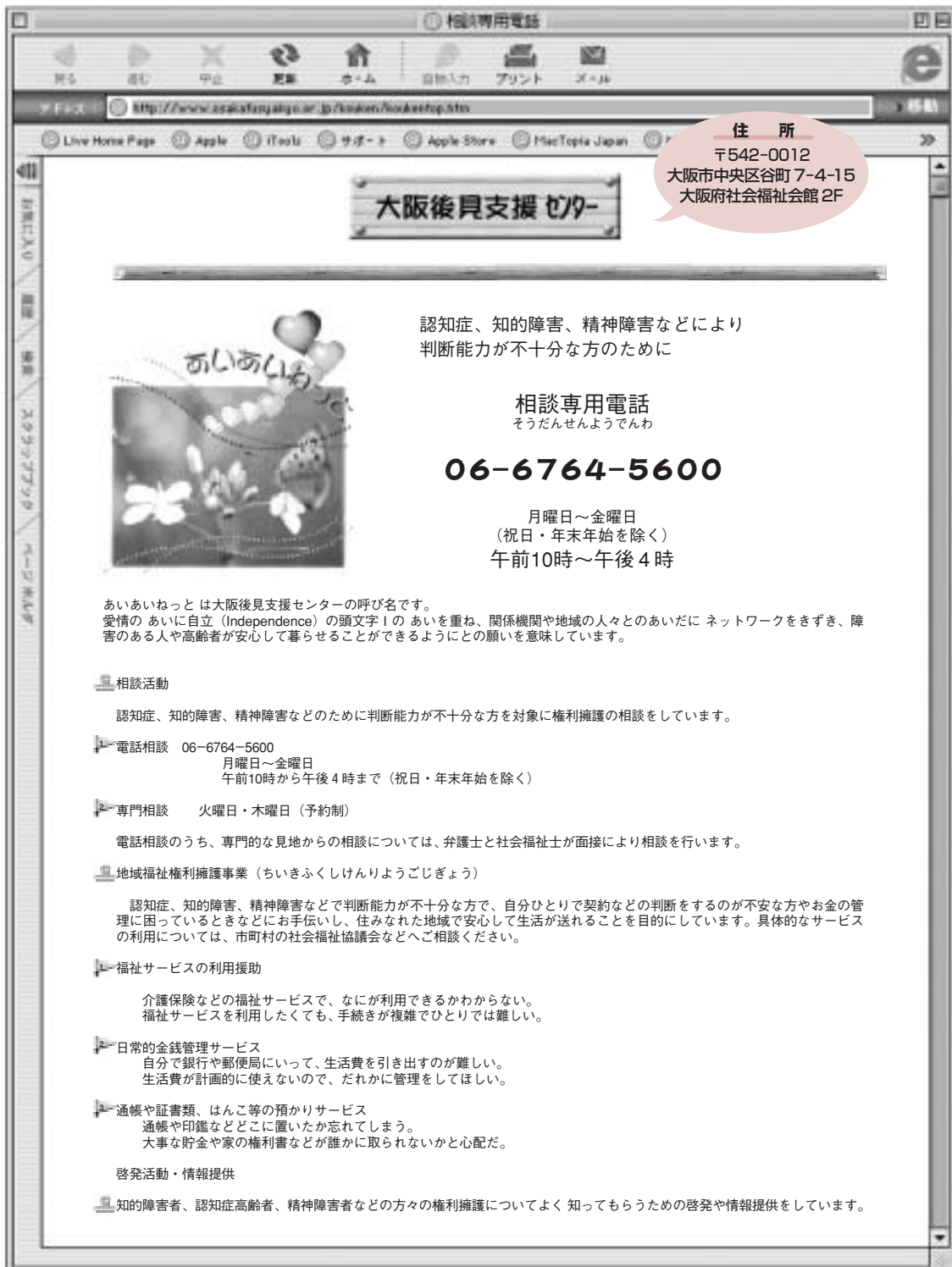
資料 大阪後見支援センター

一方、2003（平15）年度の相談事業における、判断能力の不十分な方にかかわる電話相談件数は1,255件ですが、認知症高齢者に関するものは385件であり、そのうち、家族をはじめとする介護者等からの虐待と考えられたのは30件でした。

電話相談において、問題が把握されると、大阪後見支援センターの専門相談において、弁護士・社会福祉士の両者による、主に支援者との面談を通じて解決への道を探るとともに、今後、被害に遭わないように、地域福祉権利擁護事業につなげます。

しかし、高額財産や不動産の管理、相続問題、消費契約上の取消権の行使など、地域福祉権利擁護事業で対応ができない課題に対しては、利用者の判断能力の状態を考慮しつつ、成年後見制度の利用を検討することになります。

当センターは権利擁護センターとして、両制度の利用促進を図るとともに、地域の担当者の精神的な負担に対する後方支援や、法律事案や財産事案に関する技術的支援が虐待対応への大きな役割と考えています。



相談専用電話

住 所
〒542-0012
大阪市中央区谷町 7-4-15
大阪府社会福祉会館 2F

大阪後見支援センター

認知症、知的障害、精神障害などにより
判断能力が不十分な方のために

相談専用電話
そうだんせんようでんわ

06-6764-5600

月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
午前10時～午後4時

あいあいねっとは大阪後見支援センターの呼び名です。
愛情の あいに自立 (Independence) の頭文字 I の あいを重ね、関係機関や地域の人々とのあいだに ネットワークをきずき、障害のある人や高齢者が安心して暮らせることができるようにとの願いを意味しています。

相談活動

認知症、知的障害、精神障害などのために判断能力が不十分な方を対象に権利擁護の相談をしています。

電話相談 06-6764-5600
月曜日～金曜日
午前10時から午後4時まで (祝日・年末年始を除く)

専門相談 火曜日・木曜日 (予約制)

電話相談のうち、専門的な見地からの相談については、弁護士と社会福祉士が面接により相談を行います。

地域福祉権利擁護事業 (ちいきふくしけんりようごじぎょう)

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方で、自分ひとりで契約などの判断をするのが不安な方やお金の管理に困っているときなどにお手伝いし、住みなれた地域で安心して生活が送れることを目的としています。具体的なサービスの利用については、市町村の社会福祉協議会などへご相談ください。

福祉サービスの利用援助

介護保険などの福祉サービスで、なにが利用できるかわからない。
福祉サービスを利用したくても、手続きが複雑でひとりでは難しい。

日常的金銭管理サービス
自分で銀行や郵便局にいったり、生活費を引き出すのが難しい。
生活費が計画的に使えないので、だれかに管理をしてほしい。

通帳や証書類、はんこ等の預かりサービス
通帳や印鑑などどこに置いたか忘れてしまう。
大事な貯金や家の権利書などが誰かに取られないかと心配だ。

啓発活動・情報提供

知的障害者、認知症高齢者、精神障害者などの方々の権利擁護についてよく知ってもらうための啓発や情報提供をしています。